



スマートフォンから転出届の提出ができます



マイナンバーカードをお持ちの人は、スマートフォンのマイナポータルアプリから転出届の提出ができます。

手続きが
できる人

次の3つの条件を満たしていること

- ・有効なマイナンバーカードを持っている
- ・申請者が署名用電子証明書の暗証番号（英数字6桁以上）と券面事項入力補助用の暗証番号（数字4桁）が分かる
- ・マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンまたはパソコンとICカードリーダーがある

申請が
できる期間

- ・引越し前に申請する場合→引越し予定日から30日前
- ・引越し後に申請する場合→引越し日から10日以内



マイナちゃん

手続きの流れなど
詳細はこちら



マイナポータルアプリ
はこちらから



戸籍の証明書の請求が便利になります

3月1日から戸籍証明書等の広域交付が始まり、本籍地が遠くにある人でも、最寄りの市区町村の窓口で請求できるようになりました。

※コンピューター化されていない一部の戸籍・除籍は除きます。
個人事項証明書、一部事項証明書は請求できません

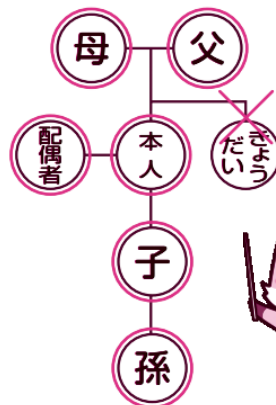
請求できる人

本人、配偶者、直系尊属（父母、祖父母など）、
直系卑属（子、孫など）
顔写真付きの身分証明書※で本人確認を行います

※運転免許証、マイナンバーカード、パスポート



詳細はこちら



コセキツネ

問い合わせ 市市民課 市民登録係 ☎ 27-8450

国民健康保険高額療養費の 案内が変わります

国民健康保険高額療養費の支給対象者に送付している案内が、**令和5年12月**診療分から変更となります。

郵送での申請が可能に

高額療養費の支給対象者への案内に申請書と返信用封筒を同封します。通常通りの申請方法に加えて、郵送での手続きができるようになり申請しやすくなります。

未申請の高額療養費も同時に案内

過去の高額療養費の申請を同時にご案内します。該当する月ごとに申請書を記入していただくことで、同時に支給を受けられます。

- ◆注意事項
- ①申請できるのは、診療を受けた月の翌月の初日から2年以内です
 - ②高額療養費の支給は、申請書に不備がない状態で受付した月の翌月末になります

問い合わせ 市市民課 国保年金係 ☎ 27-8479



金石市LINE公式アカウント